

## 平成23年第7回佐渡市議会定例会会議録（第8号）

平成23年12月20日（火曜日）

---

### 議事日程（第8号）

平成23年12月20日（火）午後2時00分開議

第 1 発言の取り消し

第 2 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第126号から議案第128号、議案第132号から議案第134号、議案第139号、  
議案第140号、議案第147号、議案第148号、請願第7号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第129号、議案第141号、議案第142号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第130号、議案第131号、議案第135号から議案第138号、議案第143号から  
議案第145号、請願第6号

第 3 （決算審査特別委員会付託案件）

継続審査中の議案第117号から継続審査中の議案第120号

第 4 議案第146号

第 5 発議案第 7号

第 6 発議案第 8号

第 7 委員会の閉会中の継続審査の件

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（28名）

1番	松	本	正	勝	君	2番	中	川	直	美	君
3番	中	村	剛	一	君	4番	臼	杵	克	身	君
5番	金	田	淳	一	君	6番	浜	田	正	敏	君
7番	廣	瀬		擁	君	8番	小	田	純	一	君
9番	小	杉	邦	男	君	10番	大	桃	一	浩	君
11番	中	川	隆	一	君	12番	岩	崎	隆	寿	君
13番	中	村	良	夫	君	14番	若	林	直	樹	君
15番	田	中	文	夫	君	16番	金	子	健	治	君
17番	村	川	四	郎	君	18番	猪	股	文	彦	君
19番	川	上	龍	一	君	20番	本	間	千	佳	子
21番	金	子	克	己	君	22番	根	岸	勇	雄	君

23番	近	藤	和	義	君	24番	祝	優	雄	君
25番	竹	内	道	廣	君	26番	加	賀	博	君
27番	佐	藤	孝	君		28番	金	光	英	君

---

欠席議員 (なし)

---

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高	野	宏	一郎	君	副市長	甲	斐	元	也	君
教育長	白	杵	國	男	君	会計管理者	本	間	佳	子	君
総務課長	山	田	富	巳	夫	君	総合政策課長	小	林	泰	英
行政改革長	清	水	忠	雄	君		島	づ	くり	井	光
世界遺産推進課長	羽	下	三	司	君	島推進課長	藤	井	秀	一	君
地域振興課長	計	良	孝	晴	君	財務課長	伊	貝	秀	一	君
市民生活課長	川	上	達	也	君	交通政策課長	渡	邊	裕	次	君
環境対策課長	児	玉	龍	司	君	税務課長	田	川	和	信	君
高齢福祉課長	佐	藤	一	郎	君	社会福祉課長	山	田	秀	夫	君
観光商工課長	伊	藤	俊	之	君	農林水産課長	渡	辺	竜	五	君
上下水道課長	和	倉	永	久	君	建設課長	石	塚	道	夫	君
社会教育課長	渡	邊	智	樹	君	学校教育課長	山	本	充	彦	君
総務主幹会議委員長	木	下			勉	君	相管川病院長	山	本	真佐夫	君
監査委員長	児	玉			功	君	農業委員会事務局長	島	川		昭
消防長	金	子	浩	三	君						君

---

事務局職員出席者

事務局長	名	畠	匡	章	君	事務局次長	村	川	一	博	君
議事調査係長	中	川	雅	史	君	議事調査係	太	田	一	人	君

午後 2時00分 開議

○議長（金光英晴君） ただいまの出席議員数は28名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

議会運営委員長の報告

○議長（金光英晴君） 本日の議事日程について、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

議会運営委員長、中川隆一君。

〔議会運営委員長 中川隆一君登壇〕

○議会運営委員長（中川隆一君） 本日の議事日程第1、発言の取り消しについてご説明申し上げます。

これは、田中文夫議員から12月6日の一般質問において一部不適切な発言があったため、これを取り消したいとの申し出があったことによるものであります。なお、当該発言を再度議場で発する愚を避けるため、発言内容はお手元に資料として配付しておりますので、その旨のご了承を願います。

以上であります。

---

日程第1 発言の取り消し

○議長（金光英晴君） 日程第1、発言の取り消しを議題といたします。

田中文夫君から12月6日の一般質問において一部不適切な発言があったため、その発言を取り消したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。佐渡市議会会議規則第65条の規定に基づき、お手元に配付した資料のとおり、発言の取り消しを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、田中文夫君からの申し出のとおり、発言の取り消しを許可することに決しました。

---

日程第2 (総務文教常任委員会付託案件)

議案第126号から議案第128号、議案第132号から議案第134号、

議案第139号、議案第140号、議案第147号、議案第148号、請願第7号

(市民厚生常任委員会付託案件)

議案第129号、議案第141号、議案第142号

(産業建設常任委員会付託案件)

議案第130号、議案第131号、議案第135号から議案第138号、

議案第143号から議案第145号、請願第6号

○議長（金光英晴君） 日程第2、これより各常任委員会に付託した案件について議題といたします。

まず、総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、小杉邦男君。

〔総務文教常任委員長 小杉邦男君登壇〕

○総務文教常任委員長（小杉邦男君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条及び第134条の規定に基づき報告します。

議案第126号 専決処分の承認を求めるについて（平成23年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）について）。本案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ200万円を追加し、予算総額を491億4,961万5,000円とする予算の補正を地方自治法の規定により専決処分したものであります。内容は、本年9月に開催された佐渡国際トライアスロン大会中に発生した死亡事故に対する保険金の費用を計上したものであります。審査の結果、原案どおり承認すべきものとして決定しました。

議案第127号 佐渡市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の制定について。本案は、市民、事業者、行政機関等が一体となって犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めるために、それぞれに役割を定め、自主的な取組みを行うための条例を制定するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第128号 佐渡市重要文化的景観整備事業受益者分担金徴収条例の制定について。本案は、市が行う重要文化的景観の保存及び整備事業を実施するにあたり、個人所有の物件等についても国庫補助対象とするものとし、受益者から分担金を徴収するため、条例を制定するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、本委員会が付した意見は、次のとおりであります。

意見。当該事業における分担金の負担割合について、早急に明確にすること。

議案第132号 佐渡市奨学金貸与条例の制定について。本案は、経済的な理由により修学困難な者を支援し、本市の発展に資する有能な人材を育成するため、奨学金を貸与する条例を制定するものであります。審査の結果、次のとおり修正可決すべきものとして決定しました。

修正理由。市税等の滞納者を貸与対象外としているが、個々の家庭事情等もあることから、例外規定を設け、市長に委任することができるようにしておくこと及び他の奨学金との併用ができるようにするものである。

修正事項。第2条第2号に次のただし書きを加える。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。第2条第4号を削る。

なお、修正部分を除くその他の部分については、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第133号 佐渡市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、スポーツ基本法の施行に伴い、審議会名を佐渡市スポーツ推進審議会に改めること等、関係する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第134号 佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成24年度から供用を開始する佐渡市陸上競技場の使用料等を定めること、また両津地区に梅津多目的広場を、小木地区のテニスコートに人工芝コートをそれぞれ設置するため、佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものと

して決定しました。

議案第139号 佐渡市辺地総合整備計画（平成22～24年度）の変更について。本案は、佐渡市辺地総合整備計画（平成22年から24年度）について、新規事業の追加及び一部の事業における事業費の増額を行うもので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第140号 平成23年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）について。本予算案は、平成23年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ5億8,096万8,000円を追加し、予算総額を497億3,058万3,000円とするものであります。主な内容は、歳入では地方交付税、財産収入及び市債等を増額し、歳出ではひとり親家庭等在宅就業支援事業に1,180万円、奨学金貸与制度創設のための基金積み立てに3億円、佐渡市陸上競技場オープンイベント開催経費に296万円などを計上するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、各委員会が付した意見は次のとおりであります。

意見（市民厚生常任委員会）。1、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、社会福祉施設管理運営事業2,798万4,000円について。本事業については、現借地契約を更新した方が割安であることは明白であるが、市が行政改革の方針にのっとって地権者と継続的に交渉してきた経緯等を踏まえると、当委員会としては認めざるを得ないところである。しかし、今後の借地解消については、市が現在策成中である借地解消に関する基準にのっとって対応されるよう強く求める。2、3款民生費、2項児童福祉費、5目母子福祉費、ひとり親家庭等在宅就業支援事業1,180万円について。当委員会としては、本事業の実効性、確実性、継続性等に強い疑念を感じる。よって、実施に当たっては内容を精査するとともに、事業目的の達成に向け、下記の指摘事項等について細心の注意を払って取組むよう強く求める。指摘事項。

（1）、ひとり親等の対象者がIT業務を安定して受注できるようにすること。（2）、人材育成にあたっては途中脱落などのないよう、また、求める技術レベルに確実に到達できるようにすること。（3）、当該事業は3カ年計画であるが、受注事業者の取組みについて継続的にチェックをし、改善点などを指導すること。（4）、プロポーザルの実施にあたり、上記事項が達成できる事業者を選定すること。（産業建設常任委員会）。4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、浄化槽設置補助金について。当該補助金は、下水道整備区域内のうち、今後7年間で下水道に接続できない世帯等が行う合併処理浄化槽設置に係る費用に対する補助金であるが、下水道整備との重複投資となるおそれがある。よって、重複投資とならないよう下水道整備区域の見直しを早急に実施すること。

議案第147号 東・南統合中学校校舎改築・改造（建築）工事請負契約の締結について。本案は、東・南統合中学校校舎改築・改造（建築）工事の請負契約について、平成23年12月6日に執行した入札における最低価格者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第148号 平成23年度佐渡市一般会計補正予算（第10号）について。本予算案は、平成23年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1億5,025万円を追加し、予算総額を498億8,083万3,000円とするものであります。内容は、JA羽茂おけさ柿選果場設備改修事業に対する補助金を

増額計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第7号 郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書を国に提出することを求める請願。本請願は、郵政民営化法に基づき、分社化された現状において、郵政事業会社のサービスの低下が指摘されていることから、よりよい郵政サービスが受けられるようにするため、郵政改革法案を速やかに成立させることを求める意見書を関係機関に提出することを求めるものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり採択すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（金光英晴君） これより質疑に入ります。

議案第132号 佐渡市奨学金貸与条例の制定について、質疑の通告がありますので、加賀博昭君の質疑を許します。

加賀博昭君。

○26番（加賀博昭君） 質疑通告書のとおり質問してまいりますが、まず132号は修正をしたと、こういうことなのですね。そうすれば、修正の根拠というものを明らかにしなければならない。何も明らかにされていない。なぜ修正の根拠となるべき理由を明示しなかったのか、これが1点。

それから、少なくとも今回の修正の眼目は、私どもが漏れ聞くところによれば、貸与を受けようとする世帯が、その収入が910万を超えて対象になると、それはいかがなものかというふうに言っておったわけでございますが、その要綱の改正報告がないと私が言ったら、今ここへ来てみたら机の上にある。これが要綱の私に言われて出したものだと思うのです。

それから、2条2号に加えるただし書きの目的について、どういうものか。大体わかるのですが、目的について明確にしてほしい。

次に、奨学金の原資については、どういうふうに予定されている。つまり金額を決めて、この条例を満足させるための貸付金、金額の原資たるものは、どういうものなのか。まず、第1回目として、その点についてお聞きをしておきます。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

小杉総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（小杉邦男君） 加賀議員の質疑にお答えをいたします。

第1点については、本条例には要綱はありませんが、まず11月25日に開催された全員協議会の場で佐渡市奨学金貸与条例についての概要説明がありました。受給資格の所得要件を給与所得世帯、世帯全員で収入額を900万円とすると、こういう説明がなされました。次に、これらの条件等を記載した募集要項を委員会に提示がされました。さらに詳細の説明を受けたところであります。収入額の基準が900万円というのは、今加賀議員からも指摘がありました。生活困窮者という1条の目的、観点から高額過ぎると、こういうことが言われて、審査においてそれを引き下げるよう意見をし、結果、標準的な4人世代で、父母の収入のみでおおむね600万円以下と、こういうことになったということであります。

それから、2点目についてはただし書きの関係であります。当初の規定では税金の滞納者を対象外としていたが、個々の家庭ではそれぞれ事情等があり、親の滞納を理由に奨学金の貸与を受けることが阻害をされると、こういうことになれば生徒、学生の教育の機会均等を図るという観点から適当ではないこと

から、市長において例外規定を認めることができるようにし、多くの受給対象者が利用しやすくなるためにこのただし書きを加えた、こういうことです。

それから、3点目の奨学金の原資については、今回の一般会計の補正予算にも第9号で3億円の積立金を計上しているところです。教育文化振興基金の残高は、22年末現在で12億8,275万円あります。これらを原資として貸与すると、こういうものであります。

以上であります。

○議長（金光英晴君） 2回目の質疑を許します。

加賀博昭君。

○26番（加賀博昭君） これきっちり言っておく。あなたたちは、少なくとも条例改正の手順をきっちり踏んでいない。というのは、私はなぜこういうことを言っておくかというと、後刻今回の総務常任委員会の条例の改正報告というものがこれでいいのだと。平成23年の12月議会において、これが通ったのだと。だから、今後の改正はこれでいいのだということがまかり通つたら、これは困るのです。参考までに申し上げますが、私だったらこうします。修正の理由。900万を600万としたのは、それはありますけれども、読みません。私なら2項、市税等の滞納の対象外扱いについて。滞納等については、奨学金の貸与を受ける者の責任によるものではない事情の場合を考慮して、条例第2条第2項前段。次に、（3）、奨学金貸与者の住所と世帯の住所について、奨学金の貸与申請と貸与後の世帯の住所は佐渡市であることについて検討したと。貸与者が修学中に世帯の移動もあり得ることを考慮したと、条例第2条第2号後段と。以上のことから、（2）と（3）については例外規定を設け、市長への委任事項としたと。この説明があって条例改正がなされなければならない。その前段を省いてしまっておる。そして、そのことがたかも先例であるかのように後刻言われては困るから、私は蛇足ではあるが、そのように申し上げておきます。

そこで、第1回目の答弁で乾かないものについてお尋ねをいたしますが、条例第2条第2項後段には住所を移動してはならないと、こうなっておる。それを議会としては市長への委任事項、市長としては市長の委任事項と、こう書くわけですが、その中でこれを処理した理由として具体的にどういうことが考えられるのか、ご説明願いたい。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

小杉総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（小杉邦男君） お答えいたしますが、今言われる事案については、住所は当然佐渡市に有するものと、こういうことに原則なるわけであります。ただし、学生であるから、住所が移ることはあり得る。しかし、世帯は本市にきちんと持っていると、こういうふうに理解をして議論いたしたところであります。

○26番（加賀博昭君） ちょっと待って。おれの質問に答えていないではないか。議長、ちゃんと……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○26番（加賀博昭君） なぜそれを市長への委任事項としたのかと聞いておる。滞納はわかる。

○議長（金光英晴君） 小杉邦男君。

○総務文教常任委員長（小杉邦男君） 補足をいたします。

その特例を認めた議論は、委員会でいたしておりません。

○議長（金光英晴君） 暫時休憩します。

午後 2時25分 休憩

---

午後 2時27分 再開

○議長（金光英晴君） 再開いたします。

答弁を許します。

小杉総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（小杉邦男君） 同じ答弁をいたしますが、住所要件は変えないということです。

○議長（金光英晴君） 3回の質疑を許します。

加賀博昭君。

○26番（加賀博昭君） これは、議長、3回だから、もうだめよということは認めないのだ。なぜかというと、そうなると、これは重大なことになるのだ。だから、そんなこと言っては失礼だけれども、私が委員長報告、ではこうやって書くのが正しいのではないかといって10時から来て、これ議長も知ってるでしょう、私がつくっておるということは。にもかかわらず、今の答弁だと、それは該当しないのだと。そうすると、いいですか。こういうことになるのだ。

改めて読みます。受給資格。2条第2号、「本市に住所を有し、かつ、市税等を滞納していない世帯に属する者（進学のため転出した者にあっては、転出直前まで本市に住所を有し、かつ、当該世帯（転出後も当該世帯が市内に引き続き存する場合に限る。）に属していた者）であること」と、こうなっておる。これを変えないということになれば、つけた、いいですか。あなたたちは、こう改正してしまったのだ。しようがないな。おれが、だからこのことが危ないから整合性を持たせて書いてやったのに、またそれは改正していないと、こう言うのだから、最もひどい。いいですか。こうなっておるのだ。あなたたちの委員長報告を読みますが、修正理由。市税等の滞納者を貸付対象外としているが、個々の家庭事情もあることから、例外規定を設け、市長に委任することができるようにしてこと及び他の奨学金の併用ができるようにするものであると。そして、いいですか。この後だ。修正事項として、2条第2号に次のただし書きを加えると、こうなっておる。いいですか。2条2号の下へただし書きをつけたわけです。そうすると、どういうことになるかというと、ただし市長は住所が移動する場合であっても、税金を滞納しておる場合であっても、市長がいいと言えばこの限りではないと読めるようになるのだ。ところが、今委員長の報告だと、後段の部分は触れていないのだということになれば、あなたたちがそもそも修正したと言われる条例案は修正ではない。言えば瑕疵ある修正をもって本会議で我々に賛同せえと、こういうとんでもないことを言ったことになるのだ。これは、意見が違いますということとは全然違います。つまり条例改正の根幹にかかわることでございますので、議長は直ちに休憩を宣して、このところをどう整合性あるものにするのか。このままだと、いいですか。こういうことになるのです。これで賛否をとって、これが通ったとしたら、今度は整合性のないものを議会は議決したということになるのです。議長において判断願いたい。

○議長（金光英晴君） 暫時休憩します。

午後 2時32分 休憩

---

午後 2時33分 再開

○議長（金光英晴君） 再開します。

答弁を許します。

小杉総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（小杉邦男君） 答弁をいたします。

加賀議員承知するかどうかわかりませんですが、先ほどの答弁については一たん取り消します。そして、改めて考えられることは風水害、その他災害等によって住所が、世帯が移転すると、こういうことはあり得ると、こういうふうに考えて、それは例外規定だというふうに私は考えておる。

以上であります。

〔「だめだめ。おい、何言っておるのだ。そんなことができるわけないではな  
いか」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 暫時休憩します。

午後 2時34分 休憩

---

午後 3時05分 再開

○議長（金光英晴君） 再開いたします。

小杉総務文教常任委員長から発言を求められておりますので、これを許します。

総務文教常任委員長、小杉邦男君。

〔総務文教常任委員長 小杉邦男君登壇〕

○総務文教常任委員長（小杉邦男君） 休憩中、総務文教委員会を開催し、加賀質疑に対し、検討した。その結果、条例第2条第2号に加えるただし書きについては、前段の滞納者及び後段の住所要件についても委任事項となることを確認したので、その旨報告をいたします。

以上であります。

○議長（金光英晴君） 以上で質疑を終結いたします。

これより総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第132号 佐渡市奨学金貸与条例の制定について採決いたします。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は修正であります。

本案は、委員長の報告のとおり修正することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金光英晴君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告どおり修正されました。

次に、議案第127号 佐渡市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の制定について、討論の通告がありますので、中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔2番 中川直美君登壇〕

○2番（中川直美君） 議案127号 佐渡市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の制定についての反対の討論を行います。

この条例は、提案理由にあったように、平成17年の6月、県議会で制定をされ、新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例に関連するものであります。条例は、近年都市部や田舎を問わず増加傾向のある犯罪に対するもので、犯罪のない安全、安心なまち、地域づくりのために犯罪防止の自主的な活動を基本とし、関係自治体や県民あるいは市民が連携、協力をして推進することを定めたものであり、この趣旨に反対するものではありません。それどころか、このことを強く推進すべきものであります。しかし、佐渡市は条例は制定をするのだが、本気でやる気があるのかどうなのか、犯罪のない安全で安心なまちづくりをどう進めるかの具体的な規定や姿勢が明確ではありません。以下、具体的に2点について指摘をします。

1つは、この条例の趣旨を実践していく上で、市の責務や役割は最低限の犯罪防止に配慮した環境整備が必要であります。県のところでも述べられておりますが、道路や公園などへの配慮という対策というハード面が必要であります。市条例の3条では、幼児、児童、生徒など安全の確保及び健全な育成にふさわしい社会環境の整備を上げているにもかかわらず、これらをどうするのかの質疑や質問に対して明確な答弁もありません。道路、市道の防犯灯、中でも子供たちの通学路における防犯灯をどうするのかと問えば、それをやっているどころではないといった趣旨の回答を所管の産建のほうの建設課の趣旨として回答をいただいている。条例の趣旨で言えば、子供の通学路などの防犯上、最低限の環境整備は市の責務であります。

2つ目は、今触れたことにつながりますが、なぜこのような視点になるかといえば、条例で市の責務、役割を明確に定めていないからであります。例えば本来参考とすべき県の条例では、第7条に市町村との連携を定めていますが、第8条では明確に県は安全で安心なまちづくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとすると県の責務を明確にしておりますが、佐渡市の条例にはありません。また、県の犯罪のない安心で安全なまちづくり条例の条例体系では、明確に通学路などにおける子供の安全確保や高齢者対策が重視をされていることも指摘をしておきたいと思います。犯罪のない安全、安心まちづくりは、だれも反対するわけもないから、つくっておけばいいさというものではありません。先ほども議論になりましたが、条例で定める以上、担当課任せにしておくのではなく、市全体として実効性のあるものとしていく努力として計画が不可欠であります。これが欠けているので、再度練り直して提出をすべきだというのが反対する理由であります。

ある地域では、学校統合によりバス停まで子供が歩く通学路に一つも防犯灯がなく、大変心配している。とりわけこの時期になると、早くから暗くなります。長年集落として市に頼んでいたが、いまだに設置されないとある地域の方が嘆いておりましたが、こういったことを進めながら取組むべきが本当の条例の姿であります。最近議会でも条例の枠を超えて要綱や規則はあり得るのかという議論がありますが、条例は佐渡市の最高法規であり、規則や要綱は条例の趣旨範囲の中のものであります。ただつくればいいというだけではなく、中身をどうするかということが伴う必要があるということを強く指摘して、討論をいたします。

〔「議長、採決の前に議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 加賀博昭君。

○26番（加賀博昭君） いいですか。今の反対討論者に申し上げますが、それを使うなら先ほどの例がわかるでしょう。質疑の中でさえ修正させることができるので。なぜ修正動議をかけて議員の皆さん方に賛同しないのか。一言指摘しておきます。ただ反対すればいいというものではないのだ。修正動議を出す方法があるので。

○議長（金光英晴君） 以上で本案に対する議論を終結いたします。

これより総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第127号 佐渡市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の制定について採決いたします。

本案の採決は、起立にて行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金光英晴君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第140号 平成23年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）について、討論の通告がありますので、田中文夫君の反対討論を許します。

田中文夫君。

〔15番 田中文夫君登壇〕

○15番（田中文夫君） 新生クラブの田中文夫であります。議案第140号、一般会計補正予算（9号）について、反対討論を行います。

本定例会に上程された一般会計補正予算（9号）を筆頭に、奨学資金貸与条例や重要文化的景観整備事業受益者分担金徴収条例などの各議案について、各所管委員会から審査報告がなされました。慎重審議の結果として、厳しい意見や指摘がされておりましたが、白眉は総務文教委員会において奨学資金貸与条例案に對して修正案が出され、修正案が先程可決されたことであります。いろいろと不手際もあったようでございますが、佐渡市誕生以降、市議会が市長提案に対して意見を付したことはあっても、修正は2度目、平成19年度一般会計の決算不承認に次ぐ議会意思の厳しい表現というふうに評価いたします。しかし、議会の厳格さもさることながら、総じて提案された議案の詰めが甘い。大事な公金を用いて市民の福利に供すべき条例や事業に市民の立場や願いに真摯にこたえようという公正さや配慮に欠けておる。これは、市職員の公僕たる意識の欠如と想像力の乏しさとともに、市政を束ね、指揮監督する市長、副市長、教育長の政治的姿勢、決断に対する知恵と勇気と責任が日ごろから市職員に真摯に的確に示されていないということによるものと思っております。ちょうど次年度予算編成の大詰めの時期だけに、市長以下気を引き締めて奮励努力されるよう諫言申し上げます。

さて、市民厚生常任委員会においては付託された各種事業案について詳細な審査をし、厳しい意見を付しました。保育所整備事業は、相川地区幼保一体化総合施設建設事業の提案と、それを踏まえての建設用地確保のために佐渡会館取り壊し、撤去のための設計業務委託料の計上であります。問題点の1つは、用

地は市の土地ですが、佐渡会館は観光商工施設なので、解体には少なくとも産業建設委員会による佐渡会館の廃止についての合意が前提として必要だと思います。さらには、条例廃止の手続も必要でないかというふうに思っております。このルールをきちんと重視しておらぬということあります。

2つ目には、幼保一体化総合施設とありますが、市の方針として行政改革課では幼稚園廃止をうたいながら、学校教育課では存続を固持する。また、社会福祉課では統合と民営化を示唆しながら、国策におもねるよう、こども園的な妥協策を持ち出すなど関係課が共有する統一した方針を持たぬまま、事もあろうに合併特例債起債期限が迫っているというだけで、他課が所管している施設を解体してしまおうという安易さであります。議会の行革委員会としては、乳幼児施設については保育所一元化、公、民の長所を生かした共存を前提とした民営化の促進、それに伴う市臨時保育士の削減を提言してきております。そういう意味で、幼保一体化総合施設計画には反対をいたします。

次に、ひとり親家庭等在宅就業支援事業についてであります。県の安心こども基金活用事業から100%補助される事業であります。多分に本市からの持ち出しがなければいいではないかとの声が出そうであります、この間の数度の経済対策における事業のつくり方でも批判されるように、もらえるものは方便を使ってでもいただいてしまおうという卑しい行政姿勢が、ひいては市民の品性をもおとしめる結果になるということを恐れねばなりません。もっともらしい事業計画であります、ＩＴ関連の技能習得は職安が用いている場合でさえ就職に結びつくレベルの到達は困難な現実があります。それでも職安は失業手当相当の手当が担保されているから、技能習得中は生活が保障されておりますが、本事業は基礎訓練6カ月間は手当月5万円、応用訓練8カ月間は手当2万5,000円、手当減額のかわりに訓練素材として仕事が提供され、出来高が支払われるというものであります。

問題点の1つは、生活できるだけの手当ではないから、他に生活できる収入の方途を確保しなければ、この事業の対象になり得ないということでございます。2つ目は、無理をして頑張ってチャレンジしてみても、このプログラムで自活できるだけのＩＴ関連技能が習得できるかどうか大いに疑問であります。3番目は、技能訓練後、自活できるだけの仕事を継続して事業者からおろしてもらえるかどうか否か、これが極めて不確定であります。4番目は、仮に仕事が受けられても事業者年金や保険、雇用保険の対象とはならない身分の不安定性があります。事業の対象者がひとり親、寡婦、障がい者、老人等、いわゆる社会的弱者と言われる弱い立場である方々だけに立場を補強してあげることが必要で、このような内職に毛の生えたような事業を展開すべきではありません。結果して、仕事にもならぬ技能とＩＴ関連機材の購入や通信費等々の持ち出しをせざるを得ないだけではないか。また、翻って事業受託者はこの事業のために職員を新規採用するならば雇用創出にも貢献するということになりますが、自前の職員をこの事業に充てるとなると、ひとり親家庭等を食い物にした事業拡大に公が加担したということになりかねません。事業者が手前の資金とアイデアと営業力によって行う事業ではなく、8,000万円もの公金を利用しての事業であることから推しあはっていただきたいと思います。よく県でこのような事業に100%補助をつけたものだと県の行政姿勢にも大いなる疑問を感じております。したがって、市の持ち出しがなくとも、佐渡市の主体性や市民の尊厳をもてあそぶような本事業については反対いたします。

以上、2つの事業を示して一般会計補正予算（9号）の反対討論とします。議員諸兄既にお気づきのとおり、意見をつけただけでは叱咤激励にもなっていないというこの間の経緯を考えて、改めて勇気ある裁

断をお願いするものであります。

終わります。

○議長（金光英晴君） 以上で本案に対する討論を終結いたします。

これより総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第140号 平成23年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）について採決いたします。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金光英晴君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第128号 佐渡市重要文化的景観整備事業受益者分担金徴収条例の制定について採決いたします。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金光英晴君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、総務文教常任委員会に付託した案件のうち、請願第7号 郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書を国に提出することを求める請願について採決いたします。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金光英晴君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり採択されました。

次に、総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第127号 佐渡市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の制定について、議案第128号 佐渡市重要文化的景観整備事業受益者分担金徴収条例の制定について、議案第132号 佐渡市奨学金貸与条例の制定について、議案第140号 平成23年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）について及び請願第7号 郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書を国に提出することを求める請願を除く案件について採決いたします。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 白杵克身君。

○4番（白杵克身君） 先ほどの修正案が出まして、その修正案の採決をしていないように私は感ずるのですが、そして修正案が可決されれば、修正案を除いたまた原案についての可決が必要と、可決というか、

採決が必要と思いますが、それをやりましたか。

○議長（金光英晴君） やりました。

○4番（臼杵克身君） 議長が宣告しただけではなかったっけ。修正したと言つただけではなかったっけ。  
質疑が終わって。

○議長（金光英晴君） 暫時休憩します。

午後 3時26分 休憩

---

午後 3時28分 再開

○議長（金光英晴君） 再開いたします。

ただいまの臼杵議員の議事進行発言ございましたが、休憩中にご説明申し上げ、ご理解いただきましたので、議事につきましては続行させていただきます。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、金田淳一君。

〔市民厚生常任委員長 金田淳一君登壇〕

○市民厚生常任委員長（金田淳一君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき、報告します。

議案第129号 佐渡市入湯税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、本市議会が陳情第5号 入湯税の引下げ及び免除を求める陳情を採択したことなどを考慮し、佐渡市入湯税条例について、平成24年4月1日より入湯客のうち日帰りする者に係る税額を150円から50円へ引き下げるなどの改正を行うものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。本条例における「日帰りする者」の範囲が施設の設置形態等によってはあいまいである。よって、全施設についてこれを明確化し、今年度中に本委員会へ示すこと。

議案第141号 平成23年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、平成23年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、国庫支出金等返還金の増額等により既定の歳入歳出予算額にそれぞれ4,500万2,000円を追加し、予算総額をそれぞれ72億80万円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第142号 平成23年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、平成23年度佐渡市介護保険特別会計予算について、システム改修に伴う総務費の増額、地域支援事業費の減額等により既定の歳入歳出予算額からそれぞれ14万5,000円を減額し、予算総額をそれぞれ73億6,553万5,000円

とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（金光英晴君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより市民厚生常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、大桃一浩君。

〔産業建設常任委員長 大桃一浩君登壇〕

○産業建設常任委員長（大桃一浩君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第102条及び第134条の規定に基づき、報告します。

議案第130号 佐渡市佐和田遊漁管理センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について。本案は、佐和田遊漁管理センターを廃止し、民間に有償譲渡するため、佐渡市佐和田遊漁管理センターの設置及び管理に関する条例を廃止するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第131号 佐渡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、総合体育館の建設に伴い、つづじヶ丘公園内の佐和田プール及び佐和田多目的広場を廃止する等のため、佐渡市都市公園条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第135号 新たに生じた土地の確認について（大杉地内）、議案第136号 字の変更について（大杉地内）。以上2議案は、佐渡市が上浦漁港内において実施した漁港施設用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣工認可を得たため、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、地方自治法の規定により、それぞれ議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第137号 新たに生じた土地の確認について（黒姫地内）、議案第138号 字の変更について（黒姫地内）。以上2議案は、佐渡市が黒姫漁港内において実施した漁港施設用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣工認可を得たため、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、地方自治法の規定により、それぞれ議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第143号 平成23年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、平成23年度佐渡市簡易水道特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1億5,975万6,000円を追加し、予算総額をそれぞれ15億7,139万8,000円とするものであります。主な内容は、市債の繰上償還を行うための経費を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第144号 平成23年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、平成23年度佐渡市下水道特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ886万6,000円を追加し、予算総額をそれぞれ30億8,369万3,000円とするものであります。主な内容は、市債の繰上償還を行うための経費の増額計上及び下水道建設事業費を減額するものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。当市の下水道加入率が依然として低位のまま推移している中で、率先して下水道に接続すべき市職員のうち、およそ240名がいまだに接続していない。下水道供用区域に居住しながら接続していない市職員に対し、速やかに接続するよう促すこと。

議案第145号 平成23年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）について。本予算案は、平成23年度佐渡市水道事業会計予算について、収益的収入の予定額に27万2,000円を追加し、収益的支出の予定額から1,143万3,000円を減額し、資本的収入の予定額に4億780万円を追加し、資本的支出の予定額に4億6,293万9,000円を追加するものであります。主な内容は、市債の繰上償還を行うための経費を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第6号 TPP交渉に参加せず、日本農業の再生を求める請願。本請願は、TPP参加阻止佐渡共闘会議から提出されたものであり、関係機関に対し、次の事項について意見書の提出を求めるものであります。請願事項。1、日本農業と地域経済を破壊させるTPPには参加しないこと。2、農林水産業の再生、食糧自給率の向上が可能になる農業施策を確立すること。審査の結果、原案どおり採択すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（金光英晴君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより産業建設常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第3 (決算審査特別委員会付託案件)

継続審査中の議案第117号から継続審査中の議案第120号

○議長（金光英晴君） 日程第3、これより決算審査特別委員会に付託した案件について議題といたします。

決算審査特別委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、田中文夫君。

〔決算審査特別委員長 田中文夫君登壇〕

○決算審査特別委員長（田中文夫君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき、報告します。

継続審査中の議案第117号 平成22年度佐渡市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成22年度佐渡市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。概要は、お手元の報告書を確認ください。審査の結果、賛成多数で原案どおり認定すべきものとして決定しました。なお、本委員会が付した意見は、次のとおりであります。

意見。1、全般的な事項。(1)、上程方法について。特別会計決算は、一般会計決算と分離し、会計ごとに上程すべきである。(2)、人件費等について。人件費は減少しているが、依然として看過できない額である。臨時職員賃金とあわせて一層の削減を求める。(3)、収入未済額について。①、市債権の大口滞納者は、長年にわたり観光業に集中している。よって、それらの滞納者に対し、市民負担の公平性及び財政基盤強化の観点から、法に基づき厳正に対処するよう市長の裁断を求める。②、より協力かつ効果的に滞納整理を推進できる組織体制の再構築を検討すべきである。(4)、公有財産購入費について。借地解消は、市行政改革の重要な指針であるが、土地評価額によっては借地契約を継続したほうが割安な場合もある。よって、市の借地解消に関する判断基準を速やかに策定すべきである。

2、一般会計。(1)、監査委員費。各種監査の充実のため、監査委員の常勤化及び報酬の増額並びに事務局体制の強化について検討すべきである。(2)、地域ふるさと振興事業。補助事業に対する担当課の審査が不十分である。次に事例を示す。①、集落支援モデル事業。草刈機を購入しているながら、草刈り作業を業者委託したり、中期滞在者向けに、トレーラーハウスを運搬、修繕したりした事例があるが、限界集落対策としての効果と継続性に疑念がある。②、人材育成事業補助金。海外への渡航経費に全額充当している事例があるが、人材育成の目的から逸脱している。(3)、世界遺産普及啓発・情報発信事業。世界遺産の登録に至るまでには相当の期間が必要なので、世界遺産普及啓発・情報発信事業の充実に努めるべきである。(4)、基金管理費。将来の庁舎建設に備え、毎年行政庁舎建設基金に応分の額を積立てるべきである。(5)、社会福祉法人運営費助成事業及び特別養護老人ホーム負担金。決算年度における社会福祉協議会補助金は1億6,207万1,000円、特別養護老人ホーム負担金は7,897万8,420円に上っている。市財政の厳しい状況を踏まえ、より慎重で適正な予算執行が望まれるところである。①、市の財政支援団体である社会福祉法人に対し、佐渡市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則第3条第2項に基づく検査を実施し、必要であれば是正措置を講ずるよう指示すべきである。特に人件費補助については、市職員とのバランスや市民感情等に十分配慮すること。②、特別養護老人ホーム等を運営する社会福祉法人について、これらが速やかに統合できるよう積極的に助言すべきである。(6)、一般廃棄物最終処分場管理運営費。速やかに次期最終処分場の建設地を決定し、ゆとりを持って関係地先住民の同意取得等に取組むべきである。

(7)、図書館一般経費。中央図書館及び当該駐車場の拡充は、市民の切望するところである。よって、近隣遊休施設の利活用も視野に入れ、早急に具体化すべきである。(8)、文化会館運営管理費。両津文化会館は、その利用状況に照らして抜本的に運用を見直すべきである。(9)、スポーツ振興事業。市民スポーツの振興のため、体育協会の活動及び組織強化の取組みについて積極的に支援すべきである。

3、下水道特別会計。下水道事業に係る起債残高は250億8,663万円、一般会計繰入金は15億3,196万5,000円にまで膨れ上がっており、市財政を大きく圧迫している。その上、接続率は県内最下位の53.2%で、本会計の使用料及び手数料の収入済額は6億2,330万1,238円にすぎず、今後も劇的に好転する見込みは皆無である。よって、管路整備事業については当該整備計画を見直すとともに、接続率が少なくとも70%

を超えるまでの間は休止するよう強く求める。また、加入促進にあたっては、強力な普及活動と大胆な負担軽減策を講ずること。特に両津及び相川などの接続率が極端に低い地区については、重点的に対処すること。

継続審査中の議案第118号 平成22年度佐渡市坊ヶ浦財産区決算の認定について。本案は、平成22年度佐渡市坊ヶ浦財産区の決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、原案どおり認定すべきものとして決定しました。

継続審査中の議案第119号 平成22年度佐渡市病院事業会計決算の認定について。本案は、平成22年度佐渡市病院事業会計決算について、議会の認定を求めるものであります。

概要。1、収益的収入及び支出、(1)、収入決算額23億9,534万8,682円、(2)、支出決算額23億4,130万5,055円。2、資本的収入及び支出、(1)、収入決算額2億8,606万8,400円、(2)、支出決算額2億9,551万7,565円。審査の結果、原案どおり認定すべきものとして決定しました。

継続審査中の議案第120号 平成22年度佐渡市水道事業会計決算の認定について。本案は、平成22年度佐渡市水道事業会計決算について、議会の認定を求めるものであります。

概要。1、収益的収入及び支出、(1)、収入決算額11億1,180万4,361円、(2)、支出決算額10億5,732万3,708円。2、資本的収入及び支出、(1)、収入決算額10億4,998万5,232円、(2)、支出決算額14億7,809万5,041円。審査の結果、賛成多数で原案どおり認定すべきものとして決定しました。なお、本委員会が付した意見は、次のとおりであります。

意見。両津吉井地区で管路の老朽化による大規模な漏水が発生したため、有収率が前年度比5.1%減の80.4%にまで下落しているが、当該管路の更新については今後数年かけて順次実施するものとして、現在のところ放置されている。しかし、有収率5.1%の下落は約29万132立方メートル、約6,600万円に換算される驚くべき損失である。よって、市は当該更新事業に要する期間を短縮し、損失を軽微に抑える措置を速やかに講ずること。

以上であります。

○議長（金光英晴君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより決算審査特別委員会に付託した案件のうち、継続審査中の議案第117号 平成22年度佐渡市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金光英晴君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、決算審査特別委員会に付託した案件のうち、継続審査中の議案第120号 平成22年度佐渡市水道事業会計決算の認定について採決いたします。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金光英晴君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、決算審査特別委員会に付託した案件のうち、継続審査中の議案第117号 平成22年度佐渡市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について及び継続審査中の議案第120号 平成22年度佐渡市水道事業会計決算の認定についてを除く案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

---

#### 日程第4 議案第146号

○議長（金光英晴君） 日程第4、議案第146号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、高野宏一郎君。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、人権擁護委員候補者の推薦についてを上程説明申し上げます。

議案第146号でございます。本案は、佐渡市の人権擁護委員、松村幸子氏の任期が平成24年3月31日をもって満了となります。引き続き松村氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

なお、任期は法務大臣の委嘱の日から3年間であります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（金光英晴君） お諮りいたします。

ただいま議題になっております議案第146号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 発議案第7号

○議長（金光英晴君） 日程第5、発議案第7号 環太平洋パートナーシップ協定に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

大桃一浩君。

[10番 大桃一浩君登壇]

○10番 (大桃一浩君)

発議案第7号

環太平洋パートナーシップ協定に関する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成23年12月20日

佐渡市議会議長 金光英晴様

提出者	佐渡市議会議員	大桃一浩
賛成者	"	中村剛一
"	浜田正敏	
"	岩崎隆寿	
"	金子健治	
"	村川四郎	
"	祝優雄	
"	竹内道廣	
"	加賀博昭	

環太平洋パートナーシップ協定に関する意見書

政府は環太平洋パートナーシップ（TPP）協定に関して、交渉への参加を表明し、関係国との協議に入った。

農林水産業を基幹産業とする佐渡市においては、長引く景気の低迷により、地域の活力が減退の一途をたどっており、さらに東日本大震災が被災地のみならず我が国全体に大きな影響を及ぼしている。

こうした中、TPP協定が締結されると、海外の安い農林水産物が大量に流入し、地域が崩壊する恐れが高く、このたびの交渉への参加表明は遺憾である。

今、政府が行うべきことは、TPP協定に入らず、足腰の強い日本の農林水産業を構築し、農山漁村を再生させることである。

よって、次の事項について強く求める。

記

- 1 日本農業と地域経済を破壊させるTPPには参加しないこと
- 2 農林水産業の再生、食糧自給率の向上が可能になる農業施策を確立すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○議長（金光英晴君） お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第6 発議案第8号

○議長（金光英晴君） 日程第6、発議案第8号 郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

小杉邦男君。

〔9番 小杉邦男君登壇〕

○9番（小杉邦男君）

### 発議案第8号

郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成23年12月20日

佐渡市議会議長 金光英晴様

提出者	佐渡市議会議員	小杉邦男
賛成者	〃	本間千佳子
	〃	臼杵克身
	〃	中川隆一
	〃	若林直樹
	〃	猪股文彦
	〃	川上龍一
	〃	近藤和義

### 郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書

平成19年10月、郵政民営化法に基づき、郵便・郵便貯金・簡易保険のいわゆる郵政三事業は、持株会社である日本郵政株式会社の下に、それぞれの事業を継承した3つの株式会社と三事業会社から窓口業務等を受託する郵便局株式会社の形で民営化・分社化された。

当時、政府は郵政民営化について、市場における経営の自由度の拡大を通じて良質で多様なサービスを安い料金で提供することが可能になり、国民の利便性を最大限に向上させるとし、国民もそれを期待し、支持した経過がある。

しかしながら、現状において、郵便局会社と郵便事業会社が別組織となったことにより、配達を行う郵便事業会社の社員が貯金や保険を扱うことができなくなるなどサービスの低下が指摘されている。こうしたことは、特に、公的交通機関の利便性が悪い地方の高齢者にとっては深刻な問題であり、郵政三事業のサービスを一体化するなど経営形態の見直しが求められている。

よって、国においては、国民にとってより良いサービスが提供できる郵便局ネットワークを再構築するため、現在、国会で継続審議となっている「郵政改革法案」を速やかに成立させ、国民の期待に応えるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ご賛同のほどよろしくお願ひします。

○議長（金光英晴君） これより発議案第8号 郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書の提出について採決いたします。

本案の採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金光英晴君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（金光英晴君） 日程第7、委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

各委員長から目下委員会において審査または調査中の事件につき、会議規則第103条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

---

○議長（金光英晴君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

市長から発言を求められておりますので、これを許します。

市長、高野宏一郎君。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、平成23年第7回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本定例会に提案いたしました議案及び継続審議となっていた22年度決算等の議案につきましては、慎重なご審議を経て議決いただき、厚く御礼申し上げます。一般質問においては、19人という多数の皆さん方から産業振興、観光振興、高齢者支援対策、経済対策、防災安全対策等で多くのご提案やご提言をいただきました。これは、まさに佐渡市の直面している課題であり、ご意見、ご提言をしっかりと受けとめ、市の将来像を見据えて今後の市政執行に十分心してまいります。

さて、23年は東日本大震災という未曾有の震災が発生し、地震、津波対策に加え、原発事故で放射能対策が新たな課題ともなったところであります。市としても離島という条件下で非常時の危機管理体制や防災体制について、今後防災情報システムの整備等で災害対策を講じていくとともに、放射能対策についても国県の動向を見きわめながら、関係機関との提携、対応をしていきたいと考えております。

昨日以来テレビをにぎわしております北朝鮮の金正日総書記が死亡したというニュースで、どのテレビもいっぽいでございます。現在詳細は政府で調査しておりますし、特に佐渡市の場合は拉致問題を控えておりまして、今後の北朝鮮の対応によりましては、どちらのほうにいくか非常に極めて判断しづらいところで、今後報道や情報を見きわめていきたいというふうに考えています。

またもう一つ、国内では大阪の橋下市長、大阪市庁への登庁を機にして県と市の二重行政の解消を訴え、執行部のあり方を超えた独裁とも聞こえる発言をなして、市民がこれに同調して、かつ国政をも動かそうとする動向、動きが見えます。新潟にも、判然とはしませんけれども、似たような動きがあるところを考えますと、この動きは今後の政治の中できっちり議論を深めてまいらなければいかぬというふうに考えます。

震災後9ヶ月を経て、まだ多くの方々が避難生活を余儀なくしております、佐渡市にもまだ100人を超す方々がおられます。被災の皆さん方、できるだけ早く復興を願っておりますが、市としてもできる限り支援に努めてまいります。

本年も残りわずかとなりました。先週末から冬型の気象配置となって、もう除雪車も出動しました。これから年末年始を迎えて交通網の確保等、市民生活への支障を来さないように万全を尽くしてまいります。寒さ厳しい折から議員の皆さん方にもご自愛いただいて、幸せな新年をお迎えくださるように祈念しまして、ごあいさつといたします。

---

○議長（金光英晴君） 以上で会議を閉じます。

平成23年第7回佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 4時00分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成23年12月20日

議長 金光英晴

署名議員 若林直樹

署名議員 金子健治